

# 太田川水系河川整備計画(変更原案)(案)の 主な変更内容について

令和5年5月31日

国 土 交 通 省  
中 国 地 方 整 備 局

# 太田川水系河川整備計画 変更の概要

<目標流量の考え方(R2. 11策定)>

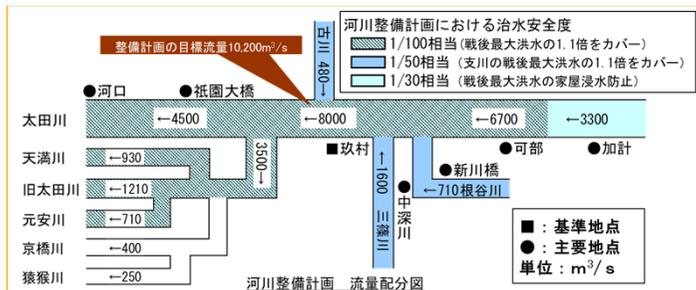
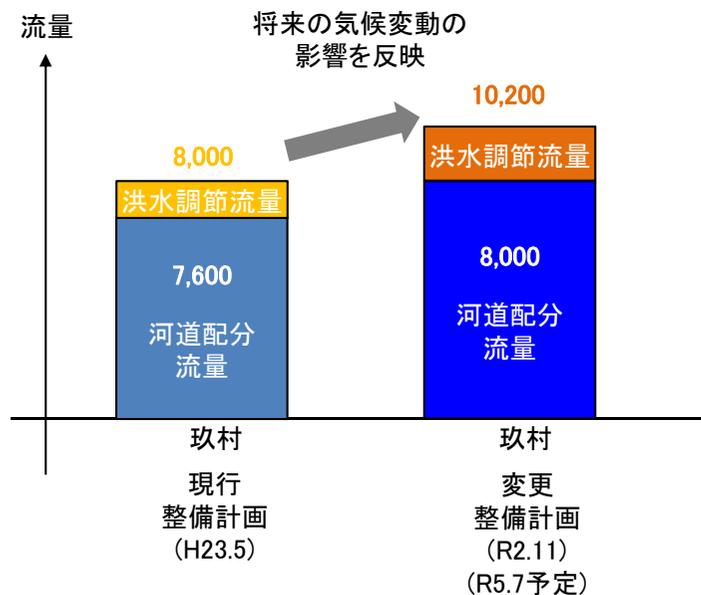
■将来の気候変動の影響(2℃上昇時)による降水量の増大等を踏まえ、治水安全度の水準を年超過確率1/100程度(基準地点玖村)とする。

(令和2年11月変更整備計画と令和5年度変更予定の整備計画では目標流量は同じ)

<今回の変更内容(R5. 7策定予定)>

■令和2年の変更は、河川整備基本方針(計画規模1/200)までの段階的な整備として、広島市街地の治水安全度向上を図るため、目標とする治水安全度を1/70程度から1/100程度に向上させ、洪水調節機能の向上について調査・検討を行うこととしていたが、今回、調査・検討の進捗により、計画段階評価を行い、洪水調節機能向上の対応方針の比較を行い最適案を選定するとともに、流域内のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」への取組を併せて河川整備計画に反映させるための変更を行う。

## 気候変動を踏まえた目標流量の変更



## 流域治水の追加項目と概要

6. 太田川流域における流域治水の取組
  - 6.1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
    - 6.1.1 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し
    - 6.1.2 既存ダムの洪水調節機能の強化
    - 6.1.3 雨水貯留施設の整備
    - 6.1.4 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進
    - 6.1.5 遊水機能を有する土地の保全
    - 6.1.6 森林などの水源涵養
  - 6.2. 被害対象を減少させるための対策
    - 6.2.1 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導
  - 6.3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
    - 6.3.1 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及
    - 6.3.2 防災教育や防災知識の普及
    - 6.3.3 住民等への情報伝達手段の強化
    - 6.3.4 要配慮者施設等の避難に関する取組
    - 6.3.5 防災拠点や高台の整備



流域治水のイメージ

項目	現行河川整備計画からの変更の内容	理由	変更原案(案)頁
● 河川整備の実施に関する事項	◆ <u>洪水調節機能の向上の具体策を明記</u>	・ 令和2年11月以降の調査・検討に伴い河川整備計画の目標に対する具体的な処理方法の案が整理できたので追記。	p. 111
● 太田川流域における流域治水の取組	◆ <u>流域治水の取組を追加</u>	・ 河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に取り組む必要があるため追記。	p. 134-141
● その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	◆ <u>カーボンニュートラルの取組みを追加</u>	・ 令和2年10月に政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したことを受けて追記。	p. 144
	◆ <u>DX等の取組を反映</u>	・ 令和4年3月に国土交通省がインフラ分野のDXの実現に向けて「インフラ分野のDXアクションプラン」を策定してことを受けて追記。	p. 144
● その他	◆ <u>統計データ等の時点更新</u>	・ 水文・水質、動植物の生息・生育状況、河川整備状況等のデータについて更新。附図の更新。	—

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和2年11月）	太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)
<p>5. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>5.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>5.1.1 河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要（省略）</p> <p>(1) 下流部・下流デルタ域（省略）</p> <p>(2) 中流部（省略）</p> <p>(3) 支川三篠川（省略）</p> <p>(4) 支川根谷川（省略）</p> <p>(5) 支川古川（省略）</p> <p>(6) 内水氾濫対策（省略）</p> <p>(7) 洪水調節機能の向上</p> <p>太田川上流部において、洪水調節機能の向上を図るための調査・検討を行い、必要な対策を実施します。実施にあたっては、関係機関と十分な調整を図りながら調査・検討を行います。</p> <p>(8) 施設の能力を上回る洪水への対策（省略）</p>	<p>5. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>5.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>5.1.1 河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要（省略）</p> <p>(1) 下流部・下流デルタ域（省略）</p> <p>(2) 中流部（省略）</p> <p>(3) 支川三篠川（省略）</p> <p>(4) 支川根谷川（省略）</p> <p>(5) 支川古川（省略）</p> <p>(6) 内水氾濫対策（省略）</p> <p>(7) 洪水調節機能の向上</p> <p>太田川上流部において、洪水調節機能の向上を図るため、<b>P111</b>  <b>効活用及び太田川本川上流部における新規ダムの整備に向けた調査・検討</b>を行い、必要な対策を実施します。実施にあたっては、関係機関と十分な調整を図りながら調査・検討を行います。</p> <p>(8) 施設の能力を上回る洪水への対策（省略）</p>

洪水調節機能の向上として既設ダムの有効活用と新規ダムの整備を明記

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和2年11月）	太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)
<p style="text-align: center;">流域治水の取組みを反映</p>	<p><b>6. 太田川流域における流域治水の取組</b> <span style="float: right;"><b>P134-135</b></span></p> <p>整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。</p> <p>太田川水系では、令和2年度に「太田川流域治水協議会」を設立し、令和3年3月には「太田川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、河川管理者が取り組む河川整備を更に加速させるとともに、自治体などの関係者が取り組む雨水貯留施設の整備や、水力発電、農業用水、水道などの水利用を目的とする利水ダムを含めた既存ダムの事前放流等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」および、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」ならびに、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を公表したところです。</p> <p>これまで、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づいた「太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」により、河川対策に加えて氾濫域での減災対策（ソフト対策）を進めていたところではありますが、引き続き、自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に太田川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、流域の多くの関係者が一体となって、実効性のある太田川水系の「流域治水」に取り組み、防災・減災対策を推進します。</p> <p>推進に当たっては、太田川流域の特性を踏まえた流域治水の普及のため、関係機関の適切な役割分担のもと自治体が行う土地利用規制、立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに特定都市河川指定も含めた検討を行います。</p> <p>また、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用やため池等の雨水の貯留・遊水機能の状況の変化の把握および治水効果の定量的・定性的な評価など、技術的な支援も含めて関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画および効果的な対策の促進に努めるとともに、必要に応じて取組の見直し等も実施します。</p> <div data-bbox="1352 1027 1906 1497" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">図 6.1.1 流域治水のイメージ</p>

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(令和2年11月)

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)

流域治水の取組みを反映

6. 太田川流域における流域治水の取組

P136

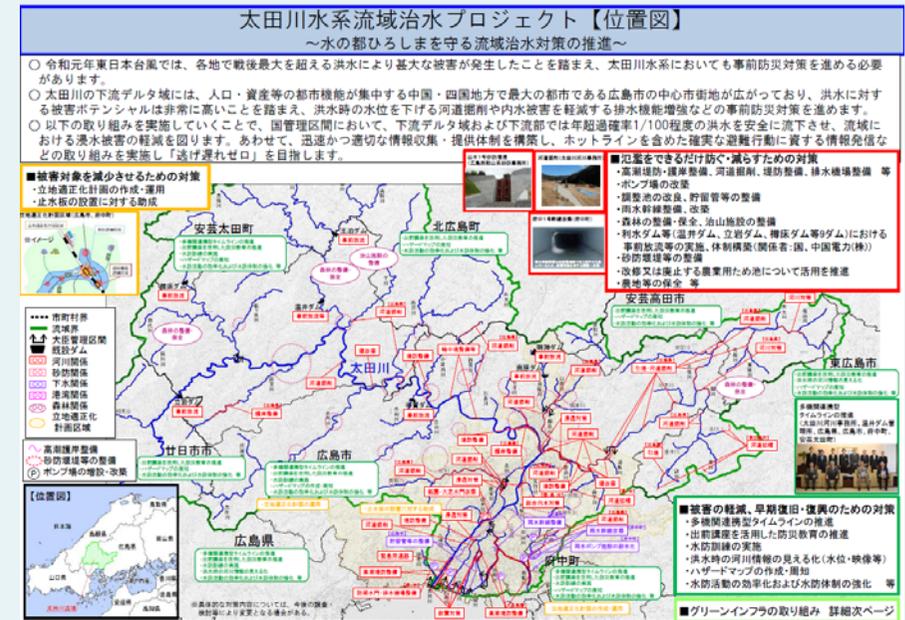


図 6.1.2 流域治水のイメージ

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和2年11月）	太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)
<p style="text-align: center;">流域治水の取組みを反映</p>	<p style="text-align: right;"><b>P134-135</b></p> <p>6. 太田川流域における流域治水の取組</p> <p>6. 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策</p> <p>6. 1. 1河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し                  河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施について、河川管理者が実施する整備を上下流および本支川の治水安全度のバランスを図りつつ段階的かつ着実に実施し、河川整備計画の目標に対しての洪水氾濫による災害の防止または軽減を図るとともに、自治体等が実施する対策についての技術的な支援を実施します。                  また、近年、全国各地で激甚な被害をもたらす水災害が毎年のように発生しており、気候変動の影響は既に顕在化していることは明らかであり、今後も降雨量が増大することが懸念されていることから、太田川水系河川整備基本方針の見直しに向けた検討を進めていきます。</p> <p>6. 1. 2既存ダムの洪水調節機能の強化                  温井ダムについては、ダムの洪水調節能力を最大限活用するための操作の方法について検討し、必要に応じて操作規則等を見直します。また、ダムへの流入量の予測精度の向上、ダム操作の更なる高度化について検討します。                  また、令和元年10月に発生した台風第19号では、全国各地で堤防決壊、越水により広域的に甚大な被害をもたらしました。                  この様な水害の激甚化等を踏まえ、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクの低減や内水被害・バックウォーターの影響を軽減する有効な治水対策となるダムによる洪水調節機能について、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に活用できるよう定めた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が令和元年12月に示されています。                  これに基づき、一級河川太田川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者は、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、太田川水系治水協定を令和2年5月に締結し、既存ダム（利水ダムを含む）の洪水調節機能強化を推進する取組として、事前放流を実施します。                  さらに、本取組について関係者の密接な連携の下に継続・推進を図るため、令和3年11月に河川法第51条の2に基づく「太田川水系ダム洪水調節機能協議会」を設置し、事前放流を推進しています。</p> <p>6. 1. 3雨水貯留施設の整備                  太田川流域では、すでに下水道や都市公園等における雨水貯留施設の整備など、流出抑制の取組が進められています。                  引き続き、太田川流域の雨水貯留施設等の整備の促進のため、自治体等の関係者と情報共有を図るとともに、技術的な支援を実施します。</p> <p>6. 1. 4水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進                  水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減することが期待される田んぼダムについて、農業従事者等関係者の理解の下、関係する実施主体が協働・連携して田んぼダムの普及を進められるよう、技術的な支援を実施します。</p>

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和2年11月）	太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)
<p style="text-align: center;">流域治水の取組みを反映</p>	<p><b>6.1.5遊水機能を有する土地の保全</b> <span style="float: right;"><b>P138</b></span></p> <p>遊水機能を有する水田等の土地については、将来の気候変動を考慮した治水計画等において活用する場合、土地の開発行為が進行すると、将来の遊水機能が確保できなくなるだけでなく、水害リスクが高い土地への開発誘導を進行させるおそれがあります。</p> <p>そのため、遊水機能を有する水田等の土地については、遊水機能を継続して保全できるよう、特定都市河川の指定も含め、自治体などの関係機関等と調整を行い、関係者の理解の下に、土地利用規制や災害危険区域に指定できるよう、リスクの提示や遊水効果算出の技術的な支援を行います。</p> <p><b>6.1.6森林の整備・保全</b></p> <p>広島県では、森林の持つ洪水緩和や水源涵養などの公益的機能の重要性を鑑み、平成19年4月より「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいます。また、平成26年8月豪雨での土砂災害等を起因として、防災・減災型の里山林整備事業の支援がはじまっています。</p> <p>太田川流域を森林から河川、そして海域まで一体として考えた、さまざまな防災・減災の取り組みとの連携に努めます。</p>

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(令和2年11月)

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)

流域治水の取組みを反映

6.2. 被害対象を減少させるための対策

P138-139

6.2.1 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導

水害に強い地域への誘導に関する取組として、計画規模や想定最大規模以外にも、中高頻度の外力規模の浸水想定や河川管理施設の整備が進捗した場合の浸水想定といった多段階の外力規模のハザード情報を、あらゆる機会を捉えて関係機関等へ流域の水災害リスク情報を共有・提供し、リスクの提示やリスク評価の技術的な支援を行うとともに、浸水被害を軽減・増加させないため、都市計画マスタープランや立地適正化計画により水害に強い地域へ住居等を誘導し、浸水の危険性が高い地域に対し新たに家屋等の建築を行う場合には、自治体の条例に基づき建築の制限を行えるよう、土地利用に関するルールづくりに向けた技術的な支援を行います。

また、住まい方の工夫に関する取組として、宅地かさ上げ等を、浸水被害の軽減に資する対策としても普及を進めています。

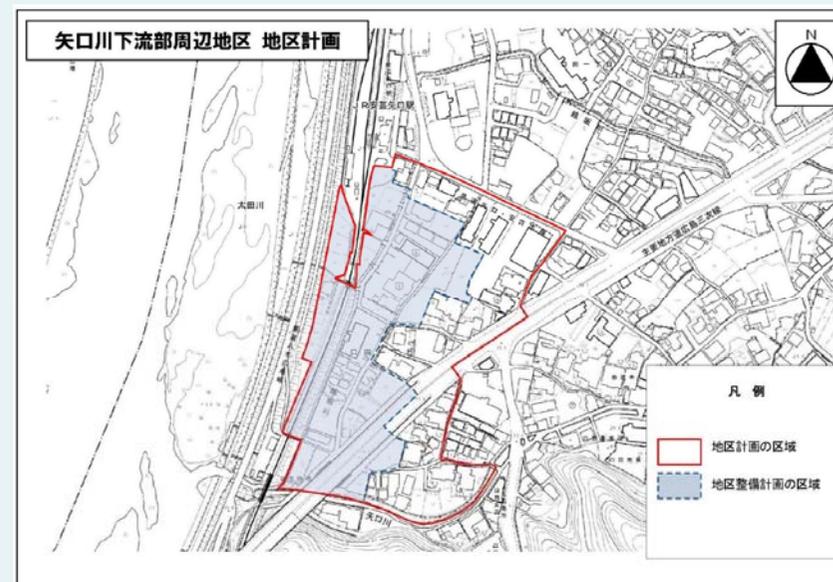


図 6.2.1 土地利用ルールの例(矢口川下流部周辺地区 地区計画※)

※矢口川下流部周辺地区 地区計画における土地利用に関するルールでは、建築物に居室を設ける場合は、床の上面を東京湾平均海面(T.P.)上9.8メートル以上としている。

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和2年11月）	太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)
<p data-bbox="779 245 1032 284">流域治水の取組みを反映</p>	<p data-bbox="1137 204 2123 236">6.3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 <span style="float: right;">P139-140</span></p> <p data-bbox="1137 248 2123 368">6.3.1マイ・タイムライン等の作成の支援・普及 住民の避難を促すための取組として、水害リスク情報の充実を図り、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインなどの作成への支援を行い、その普及を図っていきます。</p> <div data-bbox="1431 411 1794 687" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1451 699 1778 724">太田川水防災タイムライン検討会</p> <p data-bbox="1137 715 2123 1018">6.3.2防災教育や防災知識の普及 学校教育を通じた防災意識の向上ならびに地域の特性をふまえた防災教育の取り組みとして、出前講座の推進や防災に関する学習指導計画の作成支援を実施します。 また、住民に日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで、防災知識の普及につながるよう、河川協力団体等による啓発活動の支援に努めます。 また、自治体の避難情報や、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進します。 今後も地域住民、学校、企業等が防災に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるように、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災計画検討などの取組に対し必要な技術的支援・協力を継続して行います。</p> <div data-bbox="1431 1062 1794 1270" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1514 1278 1711 1303">防災教育の出前講座</p>

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和2年11月）	太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)
<p style="text-align: center;">流域治水の取組みを反映</p>	<p><b>6.3.3住民等への情報伝達手段の強化</b> <span style="float: right;"><b>P140-141</b></span>                  洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間に、必要に応じて危機管理型水位計や河川監視用CCTV及び簡易型河川監視カメラ等を設置します。                  併せて、的確かつ効率的な水防を実施するために、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像等、洪水時の情報を水防管理者や住民にリアルタイムで提供するための情報基盤の整備を行います。</p> <p><b>6.3.4要配慮者施設等の避難に関する取組</b>                  太田川流域では高齢化が進んでいる地域の存在を踏まえ、想定最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係自治体と連携して検討します。                  具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水想定区域内の住民の避難の可否等を評価した上で、地域によっては大多数となる避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係自治体において的確な避難体制が構築されるよう技術的な支援に努めます。                  浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場等の市町村地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な支援を行い、地域水防力の向上を図ります。</p> <p><b>6.3.5防災拠点や高台の整備</b>                  大規模災害時における迅速な復旧・支援の取組として、大型車両等が通行可能な堤防天端幅の確保や復旧に必要な資機材の確保等に努めます。また、自治体と調整・連携・共同し、緊急避難場所としての高台整備など、安全な避難場所の確保に向けた整備等の取組も支援・推進します。</p>

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和2年11月）	太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)(案)(令和5年5月)
<p>6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>6.1 関係機関等との連携（省略）</p> <p>6.2 「温井ダム水源地域ビジョン」の推進（省略）</p> <p>6.3 都市計画に関する施策との調整（省略）</p> <p>6.4 兼用道路及び河川に隣接する道路等との調整（省略）</p> <p>6.5 景観等に関する施策との調整（省略）</p> <p>6.6 情報の共有化（省略）</p> <p>6.7 流域における川を中心軸とした住民意識の向上（省略）</p> <p>6.8 社会環境の変化への対応（省略）</p>	<p>7. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>7.1 関係機関等との連携（省略）</p> <p>7.2 「温井ダム水源地域ビジョン」の推進（省略）</p> <p>7.3 都市計画に関する施策との調整（省略）</p> <p>7.4 兼用道路及び河川に隣接する道路等との調整（省略）</p> <p>7.5 景観等に関する施策との調整（省略）</p> <p>7.6 情報の共有化（省略）</p> <p>7.7 流域における川を中心軸とした住民意識の向上（省略）</p> <p>7.8 社会環境の変化への対応（省略）</p> <p>7.9カーボンニュートラルに向けた取組 <b>P144</b>                  2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」に取り組み、関係機関と連携して「みんなで挑戦 未来につながる2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」の実現を目指すため、関係機関と十分な調整を図りながら検討を行います。</p> <p>7.10デジタル・トランスフォーメーション（DX）等の新たな取り組みの推進                  三次元点群データを活用した三次元管内図等により、調査・計画、設計、施工、維持・管理や災害時の被災調査などの一連業務の高度化・効率化、地域の方々への事業説明や流域も含めた様々なデータの提供の取り組みなど、行政サービスの向上と、持続可能なインフラ整備・管理等につながるDXなどの新たな取り組みについて推進します。</p>

カーボンニュートラルの取組みを反映

DX等の取組みを反映